

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

遊水の郷「くらしの水」再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

山形県飽海郡遊佐町

3. 地域再生計画の区域

山形県飽海郡遊佐町の全域

4. 地域再生計画の目標

遊佐町は山形県の最北端に位置し、北には秀峰鳥海山を境に秋田県と接し、東は出羽丘陵に囲まれ、西は庄内砂丘を隔てて日本海を臨み、南は酒田市および八幡町に接している。山間、平野、砂丘地に大別され、月光川をはじめとする鳥海山系の河川が町内を貫通し日本海に注ぎ込む、多様な自然環境に恵まれた町である。

遊佐町の主な産業は農業である。本町の農業は、水稻を主体とした農業生産が主となっている。近年、農家戸数および農業人口、農業就業人口の減少が目立っている。また、農家戸数の内訳を見ても、専業農家から兼業農家への転換が目立つ。こうした農業構造の変化の中、道の駅での野菜の直売など、農業振興に精力的な農家の方が増えており、新しい方式が形作られている。

本町の主な観光地として、鳥海山、十六羅漢、三崎公園、西浜海水浴場が挙げられる。また、遊楽里、西浜コテージといった宿泊施設があり、観光客の宿泊のみならずレクリエーション施設や休養施設としての役割も果たしている。特に西浜地域については、西浜海水浴場が日本の水浴場88選に、庄内海岸砂防林が日本の白砂青松百選に選ばれており、国内でも有数のレジャースポットとなっている。また、国土交通省による水の郷百選には「水のすべてが集うまち」として名を連ね、鳥海山麓の湧水を求めて登山をする人や、ゲンジボタルやハッチョウトンボなど希少な昆虫を観察に訪れる観光客も多い。鳥海山からの湧水から形成される河川のなかでも、牛渡川では鮭の遡上を見ることができ、ピーク時には川底が鮭の背で見えなくなるほどである。このように、山間部や海岸地域では観光スポットが開発され、町の観光産業の基礎になっている。

しかし、生活様式の変化により、未処理の生活雑排水が公共水域に流入するようになり、河川や海、また農地内の水路の汚濁が起きている。そのため、農

産物への被害や河川、海洋への被害が懸念されている。農産物については「遊YOU米」という協働生産米のブランドを持っており、商品価値の低下から農業不振につながる恐れがある。生産量全国1位の山菜うるいなど、きれいな水が必須である生産物も多く、水質の悪化が農業に与える被害は非常に大きい。また、汚濁物質は徐々に農地に蓄積され、一度土壌に被害を受けると回復には相当の時間がかかるため、早期に対策をとらなければならない。観光の面でも影響は大きく、まず海水浴場では、水質の悪化は来場者の減少のみならず、海水浴場として利用できる状態から外れてしまう可能性もある。河川の水質悪化により、良質な水を必要とする昆虫や鮭の遡上など、他の地域ではあまり見られない貴重な生態系の破壊にもつながってしまう。そして、不衛生な環境であれば、やぶ蚊などの害虫が発生しやすい状況になり、町外から訪れる人にとっては印象が悪く、観光事業への影響も大きいものになる。ゆえに、汚水処理施設の整備は農業・観光の施策の成功のための前提として不可欠である。

遊佐町の排水施設整備は平成2年度に公共下水道の整備開始、平成7年に供用を開始し、平成27年度まで全域で整備を完了する予定である。農村地域で特に農地への影響が懸念される地域については農業集落排水事業にて整備をおこなっており、現在3地区が稼働中、1地区が建設中である。これらの事業区域に属さない地域では、合併処理浄化槽設置費用の補助を行い、各家庭からの排水を敷地内で処理し、環境への影響を防いでいるが、平成16年度末現在、町内の汚水処理人口普及率は全体で62.17%であり、県平均、全国平均と比べて整備が進んでいない。特に公共下水道の範囲外では河川の源流に近い区域や海洋に近い地域などがあり、整備の遅れが直に水質汚濁に影響しやすくなっている。

そこで今回、汚水処理施設整備交付金を活用し、特に河川に近い区域、源流に近い山間、海岸付近など、水質に影響を与えやすいが、公共下水道の到達が困難な地域における生活排水処理施設の整備を進め、汚濁が広まる前に「元から断つ」ことで河川や海岸の環境を保全し、農業・観光産業の質を向上させ、地域の活性化、再生を目指す。

○目標

- (1) 汚水処理施設の整備の促進
(汚水処理人口普及率を62.17%から77%に向上)
- (2) 飼料用米生産面積を20haから50haへ増加
- (3) 遊佐駅利用観光客数を57人/日から80人/日へ増加

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

生活排水処理の整備を行い、観光資源、農地施設等の汚染被害を減少させ環境保全に努めることで、より良い農業・観光の土台を作る。

農業生産の拡大のため水田利用の飼料用米の生産を行い、グリーンツーリズムを展開し都市部との交流を促進する。また、遊佐町中心街の施設を整備し、中心街の活性化と交流人口の増加を狙う。生活排水施設の整備を行うことで環境を改善し、こうした事業や農業・観光などの発展しやすい状態を作る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

農業集落排水事業については、平成18年1月26日付（下大内地区）、平成20年1月21日付（箕輪地区）で山形県より事業実施採択通知を受けている。なお、整備箇所については別添図面による。

【事業主体】

山形県遊佐町

【施設の種類】

農業集落排水施設、浄化槽（個人設置型）

【事業区域】

農業集落排水	下大内地区、箕輪地区
浄化槽（個人設置型）	遊佐町の公共下水道、農業集落排水による生活排水処理区域に属さない地域（別添図面参照）

【事業期間】

農業集落排水	下大内地区	平成18年度～平成19年度
	箕輪地区	平成20年度～平成21年度
浄化槽（個人設置型）	平成18年度～平成21年度	

【整備量】

農業集落排水	下大内地区	φ75~200mm	1,605m
	箕輪地区	φ75~200mm	1,390m
浄化槽（個人設置型）	48基		

【事業費】

農業集落排水	下大内地区	81,810 千円	
	(うち交付金	40,905 千円)	
	箕輪地区	77,770 千円	
	(うち交付金	38,885 千円)	
浄化槽（個人設置型）		21,024 千円	
	(うち交付金	7,008 千円)	

なお、各施設による新規処理人口は下記のとおり。

農業集落排水施設	下大内地区	120 人	
	箕輪地区	90 人	
浄化槽（個人設置型）		180 人	合計 390 人

5-3 その他の事業

・公共下水道事業

公共下水道事業については、計画処理人口13,670人のうち8,618人分の整備が完了している（平成16年度末）。残りの事業についても継続して行う。

・遊佐町・食べる手・作る手・つないだ食の再興計画

平成17年7月に認定を受けた地域再生計画で、生産者・消費者の連携と農地の有効利用や適正管理を目的とした事業。NPO 法人による飼料用米の生産により水田を活用し、農業生産を拡大させる。また、食農学習や交流の促進によるグリーンツーリズム事業の展開により、都市部と農村との交流を促進させ、農村地域の再生を目指す。

・遊佐元町地区都市再生整備計画

遊佐町中心街である元町地区の活性化のための整備計画。遊佐駅の駅舎に地域交流センターや各種交通機関との連絡機能を付加し、また地区内の自噴井戸を生かした駅前公園の整備を行い、町の玄関口、地域の賑わいの再生の拠点としての機能を持たせる。さらに、地域防災センター、鳥海の湧水資料館の設置整備や、遊佐元町まちづくり研究会の組織等を行い、安全安心で活気のある中心街の再生を狙う。計画期間は平成17年度から平成20年度まで。

6. 計画期間

平成 18 年度～平成 21 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画完了後に 4. に示す数値の達成状況を調査・評価し、公表する。

(1) のうち、農業集落排水については、既存の豊岡地区農業集落排水管理組合に下大内地区を、直世地区農業集落排水管理組合に箕輪地区を編入し、施設の状況について評価・検討などを行う。浄化槽区域については申請書類等を整理し評価する。各数値目標については、町保有の住民基本台帳データを照合し調査し、町広報等で公表する。なお、個人情報については十分注意し、公表可能な範囲で公表する。

(2) (3) については、各事業の評価結果を参照する。((2) は飼料用米プロジェクトによる評価を行う。(3) は JR 秋田支社の統計を利用し推定する。)

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。